



# 宮 崎 県 公 報

平成26年10月3日（金曜日）号外 第47号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

条 例	頁		頁
○宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………（医療薬務課） 2		の基準に関する条例……………（こども政策課） 3	
○宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例……………（こども政策課） 2		○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………（こども家庭課） 12	
○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営		○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例……………（水産政策課） 13	
		○宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例……………（病院局） 14	

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
薬事法及び薬事法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年11月25日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（条例第56号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、宮崎県子ども・子育て支援会議の所掌事務を追加するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（条例第57号）
  - 1 制定の理由及び主な内容  
幼保連携型認定こども園の設置認可を行うための設備及び運営の基準について、条例を制定することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。
- ◎ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第58号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
うなぎ稚魚の取扱いに係る登録に関して、暴力団排除を徹底するため、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（条例第60号）

- 1 制定の理由及び主な内容  
宮崎県病院局の専用水道を設置するため、水道法に基づき水道技術管理者の資格を定める条例を制定することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第55号

宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

（宮崎県薬事審議会条例の一部改正）

第1条 宮崎県薬事審議会条例（昭和37年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 薬事法（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、宮崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。	（設置） 第1条 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、宮崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部改正）

第2条 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（自動販売機等による図書類の販売等の自主規制） 第12条 [略] 2 [略] 3 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に規定する衛生用品のうち規則で定めるもの（以下「衛生用品」という。）を自動販売機により販売することを業とする者（以下「衛生用品自動販売機業者」という。）は、学校その他青少年の利用する施設の周辺には自動販売機を設置しない等青少年が自動販売機から衛生用品を購入しないような措置を講ずるよう努めるものとする。	（自動販売機等による図書類の販売等の自主規制） 第12条 [略] 2 [略] 3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> （昭和36年政令第11号）別表第1に規定する衛生用品のうち規則で定めるもの（以下「衛生用品」という。）を自動販売機により販売することを業とする者（以下「衛生用品自動販売機業者」という。）は、学校その他青少年の利用する施設の周辺には自動販売機を設置しない等青少年が自動販売機から衛生用品を購入しないような措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第56号

宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

宮崎県子ども・子育て支援会議条例（平成25年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置等） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項の規定により、 <u>同項の合議制の機関</u> として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）	（設置等） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

<p>を置く。</p> <p>2 支援会議の組織及び運営については、<u>法第77条第5項</u>において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 支援会議は、<u>法第77条第4項各号に掲げる事務を処理する</u>。</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、<u>法第7条第1項</u>に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>。次条第2号において「<u>認定こども園法</u>」という。）第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。</p> <p>2 支援会議の組織及び運営については、<u>支援法第77条第5項</u>において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）<u>支援法第77条第4項各号に掲げる事務</u></p> <p>（2）<u>認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</u></p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、<u>支援法第7条第1項</u>に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 宮崎県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の宮崎県子ども・子育て支援会議条例第2条第2号に規定する事項（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。</p> <hr/> <p>宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>平成26年10月3日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>	
<p><b>宮崎県条例第57号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において使用する用語の例による。</p> <p>（設備運営基準の目的）</p> <p>第3条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（設備運営基準の向上）</p> <p>第4条 知事は、宮崎県子ども・子育て支援会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 知事は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（設備運営基準と幼保連携型認定こども園）</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備及び運営を低下させてはならない。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の一般原則）</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運</p>	

営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、法に定める目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（学級の編制）

第7条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の配置）

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第25条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

（1）副園長又は教頭

（2）主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

（3）事務職員

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員）

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（設備の一般的基準）

第10条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「乳児室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

（2）乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(6) 乳児室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる乳児室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級の数	面積（平方メートル）
1	180
2以上	$320 + 100 \times (\text{学級の数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第 6 項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級の数	面積（平方メートル）
2以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$
3以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第12条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級の数を下回ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第25条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわ

らず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第13条 幼保連携型認定こども園には、学級の数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室等については、この限りでない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業)

第16条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

(掲示)

第17条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(履修困難な教科の学習)

第18条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(非常災害対策)

第19条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第21条 幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第22条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第23条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（食事の提供）

第24条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第14条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第25条 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。

- （1）園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- （2）当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われること。
- （3）その他規則で定める要件

（秘密保持等）

第26条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第27条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（保護者との連絡）

第28条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から起算して5年間は、第8条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第11条から第13条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、別表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。附則第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用に

ついては、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第11条第3項	第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第11条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以下</td> <td>330+30×（学級の数-1）</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>400+80×（学級の数-3）</td> </tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級の数	面積（平方メートル）	2以下	330+30×（学級の数-1）	3以上	400+80×（学級の数-3）	(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以下</td> <td>330+30×（学級の数-1）</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>400+80×（学級の数-3）</td> </tr> </tbody> </table>	学級の数	面積（平方メートル）	2以下	330+30×（学級の数-1）	3以上	400+80×（学級の数-3）
学級の数	面積（平方メートル）													
2以下	330+30×（学級の数-1）													
3以上	400+80×（学級の数-3）													
学級の数	面積（平方メートル）													
2以下	330+30×（学級の数-1）													
3以上	400+80×（学級の数-3）													
第12条第6項	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第11条第3項	第1号、第2号及び第6号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びヘ						
第11条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2以上</td> <td>320+100×（学級の数-2）</td> </tr> </tbody> </table>	学級の数	面積（平方メートル）	1	180	2以上	320+100×（学級の数-2）	(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級の数	面積（平方メートル）							
1	180							
2以上	320+100×（学級の数-2）							
第11条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以下</td> <td>330+30×（学級の数-1）</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>400+80×（学級の数-3）</td> </tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級の数	面積（平方メートル）	2以下	330+30×（学級の数-1）	3以上	400+80×（学級の数-3）	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学級の数	面積（平方メートル）							
2以下	330+30×（学級の数-1）							
3以上	400+80×（学級の数-3）							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第11条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動及び利用できる場所であること。
  - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
  - (3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- （宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正）

8 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略]	(定義) 第2条 [略]
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

当該各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 認定こども園のうち、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 認定こども園のうち次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領に従って編制された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかの要件に該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 認定こども園のうち、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 認定こども園のうち、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(職員の配置)

第3条 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編

当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 認定こども園のうち次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編制された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（第5条において「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかの要件に該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育所型認定こども園 認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(職員の配置)

第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するも

制し、当該学級ごとに少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

3 [略]

（職員の資格）

第 4 条 前条第 1 項に規定する職員のうち満 3 歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 前条第 1 項及び第 2 項に規定する職員のうち満 3 歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教諭の免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 1 項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。

3・4 [略]

5 第 3 項の規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、幼稚園の教諭の免許状を有する者を長時間利用児の保育に従事する者とする事ができる。

6 [略]

（園地）

第 5 条 幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

（園舎）

第 6 条 認定こども園の園舎の面積（満 3 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満 2 歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第 4 条第 1 項の申請の際、現に設置している施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定（以下「認定」という。）を受ける場合であって、次条第 2 項本文（満 2 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第 8 条第 2 項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級の数	面積
1	180平方メートル
2 以上	320 + 100 × (学級の数 - 2) 平方メートル

（保育室等）

第 7 条 [略]

2 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上でなければならない。ただし、満 3 歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満 3 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳に満たない子どもの

の（次条第 5 項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の 4 時間程度の利用時間については、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

3 [略]

（職員の資格）

第 4 条 前条第 1 項に規定する職員のうち満 3 歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 4 に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 前条第 1 項に規定する職員のうち満 3 歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 1 項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。

3・4 [略]

5 第 3 項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、幼稚園の教諭の免許状を有する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

6 [略]

（園地）

第 5 条 連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

（園舎）

第 6 条 認定こども園の園舎の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第 4 条第 1 項の申請の際、現に設置している施設をいう。以下同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定（以下「認定」という。）を受ける場合であって、次条第 2 項本文（満 2 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第 8 条第 2 項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級の数	面積 (平方メートル)
1	180
2 以上	320 + 100 × (学級の数 - 2)

（保育室等）

第 7 条 [略]

2 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上でなければならない。ただし、満 3 歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室そ

保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。)が前条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- 3 第1項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たすときは第2号の基準、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第2号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

(1) [略]

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳に満たない子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面積
2以下	$330+30 \times (\text{学級の数}-1)$ 平方メートル
3以上	$400+80 \times (\text{学級の数}-3)$ 平方メートル

- 4 第1項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場にあつては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(1)～(4) [略]

- 5 [略]

(乳児室等)

第8条 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、前条第1項の規定により置くものとされる設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

- 2 前項の乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、同項のほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定めるものをいう。）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。

(管理運営)

第12条 認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら、一体的な管理運営を行わなければならない。

(保育に欠ける子どもの保育時間等)

第13条 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子ども

の他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。)が前条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- 3 第1項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たすときは第2号の基準、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第2号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

(1) [略]

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面積(平方メートル)
2以下	$330+30 \times (\text{学級の数}-1)$
3以上	$400+80 \times (\text{学級の数}-3)$

- 4 第1項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場にあつては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(1)～(4) [略]

- 5 [略]

6 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(乳児室等)

第8条 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、前条第1項の規定により置くものとされる設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

- 2 前項の乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、同項のほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。

(管理運営)

第12条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら、一体的な管理運営を行わなければならない。

(保育を必要とする子どもの保育時間等)

第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子

に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて認定こども園の設置者が定めなければならない。

どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて認定こども園の設置者が定めなければならない。

（宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 施行日から起算して5年間は、前項の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

別表（第8条関係）

園児の区分	員数
1 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
2 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
3 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
4 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人

備考

- （1）この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- （2）この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。
- （3）この表の3の項及び4の項に係る員数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。
- （4）園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第58号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して福祉に関する業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して福祉に関する業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p>

（公の施設に関する条例の一部改正）

第2条 公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立母子福祉センター</td> <td>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	位置	[略]			県立母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立母子・父子福祉センター</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉センター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	位置	[略]			県立母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉センター	[略]
名称	設置目的	位置																	
[略]																			
県立母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター	[略]																	
名称	設置目的	位置																	
[略]																			
県立母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉センター	[略]																	

<p>[略]</p> <p>別表第 3（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p>[略]</p> <p><u>県立母子福祉センター</u></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>別表第 3（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p>[略]</p> <p><u>県立母子・父子福祉センター</u></p> <p>[略]</p>
--	---

（宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（関係機関等との連携）</p> <p>第17条 女性保護施設は、女性相談所、福祉事務所、警察、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、<u>母子自立支援員</u>、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>	<p>（関係機関等との連携）</p> <p>第17条 女性保護施設は、女性相談所、福祉事務所、警察、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、<u>母子・父子自立支援員</u>、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第59号

##### うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録事項の変更に係る登録証の再交付申請）</p> <p>第10条 登録者は、第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に掲げる事項について変更（当該変更が同号に掲げる事項に係るものにあつては、新たにうなぎ稚魚の所持をする者（以下「新規所持者」という。）を置く場合のものを除く。）があつたときは、その日から10日以内に、登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（うなぎ稚魚保管施設に係る変更登録の申請）</p> <p>第11条 登録者は、第 4 条第 2 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事に当該変更の登録の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（うなぎ稚魚所持者に係る変更登録の申請）</p> <p>第12条 登録者は、第 4 条第 2 項第 6 号に掲げる事項の変更（新規所持者を置く場合のものに限る。）をしようとするときは、知事</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者である者</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録事項の変更に係る登録証の再交付申請）</p> <p>第10条 登録者は、第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は第 7 号に掲げる事項について変更（当該変更が同号に掲げる事項に係るものにあつては、新たにうなぎ稚魚の所持をする者（以下「新規所持者」という。）を置く場合のものを除く。）があつたときは、その日から10日以内に、登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（うなぎ稚魚保管施設に係る変更登録の申請）</p> <p>第11条 登録者は、第 4 条第 2 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事に当該変更の登録の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（うなぎ稚魚所持者に係る変更登録の申請）</p> <p>第12条 登録者は、第 4 条第 2 項第 7 号に掲げる事項の変更（新規所持者を置く場合のものに限る。）をしようとするときは、知事</p>

<p>に当該変更の登録の申請をしなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(相手方の確認等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 登録者は、うなぎ稚魚の譲受け等に係るうなぎ稚魚が、特別採捕許可者以外の者が県内において採捕したうなぎ稚魚である疑いがあるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第2項の規定による登録証の再交付を受けないで第4条第2項第5号に掲げる事項の変更をした者</p> <p>(3) 第12条第3項の規定による登録証の再交付を受けないで第4条第2項第6号に掲げる事項の変更（新規所持者を置く場合のものに限る。）をした者</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>に当該変更の登録の申請をしなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(相手方の確認等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 登録者（その役員及び使用人を含む。）は、うなぎ稚魚の譲受け等に係るうなぎ稚魚が、適法な採捕によらないうなぎ稚魚である疑いがあるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第2項の規定による登録証の再交付を受けないで第4条第2項第6号に掲げる事項の変更をした者</p> <p>(3) 第12条第3項の規定による登録証の再交付を受けないで第4条第2項第7号に掲げる事項の変更（新規所持者を置く場合のものに限る。）をした者</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第60号

宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (7) 病院局長が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 1日に給水することができる最大の水量が1,000立方メートル以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から第6号までに規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。